情報セキュリティ要件に関する事項

墨田区（以下「区」という。）の情報セキュリティの維持を図り、区が委託する業務の適切な履行を確保するため、別に定めがあるものを除き、受託者は、受託業務の遂行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

1　受託業務の着手前に、受託業務に係る責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）の所属、氏名及び担当業務の詳細が記載された名簿並びに緊急時における連絡体制が分かる書類を区に提出すること。また、受託業務の遂行中に当該提出した名簿等の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の名簿等を区に提出すること。

2　受託業務に係るシステムへの従事者等のアクセス権限については、従事者等のそれぞれの担当業務に応じて必要最低限の範囲とし、その設定に当たっては区の承認を得ること。

3　受託業務に係るシステムの情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従事者等に対して情報セキュリティに関する教育を実施すること。

4　墨田区情報セキュリティポリシー・基本方針及び対策基準並びに受託業務に関する情報セキュリティ実施手順の各種規程を遵守すること。

5　受託業務の遂行中及び終了後において、受託業務を遂行する過程で知り得た一切の情報（区が書面により公表を承認した情報及び受託業務に従事した時点で既に公知となっている情報を除く。以下「機密情報」という。）を、区の事前の承諾なしに、第三者に提供し、譲渡し、又は漏洩しないこと。

6　機密情報並びに機密情報が記録された関係資料及び記録媒体（以下「機密資料等」という。）を、受託業務を遂行する目的以外のために、公表、譲渡、貸与、複写、複製その他の使用をしないこと。

7　受託業務の遂行に当たり使用し、作成し、又は管理する一切の機密資料等は、受託業務終了後、速やかに区に返還し、又はあらかじめ区と協議の上、廃棄すること。なお、機密資料等の廃棄に当たっては、当該機密資料等が第三者の利用に供されることのないよう、善良な管理者の注意をもって焼却、裁断等により処分すること。

8　受託業務の遂行状況（本情報セキュリティ要件に関する事項の遵守状況を含む。）に関し、区から報告を求められたときは、これに応ずること。

９　受託業務に係るシステムの情報セキュリティに関し、区又は区が指定する者が監査、検査を実施するときは、これに協力すること。また、法令等に基づき国等の関係機関が監査、検査を実施する場合においても同様とする。

10　受託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生したときは、その発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに区に対して、当該インシデントに関わる内容、件数、発生状況を書面により報告し、区の指示に従い必要な措置を講ずること。

11　受託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合において、区が、区民等に対して適正な説明責任を果たすために当該情報セキュリティインシデントに関する情報の公表を行うときは、これに協力すること。

12　区が指定する場所において、携帯電話等の通信機器については、その形態及び通話、データ通信、撮影等の機能を問わず、使用しないこと。

13　区が保有し、又は借り上げている機器等に新たな機器の接続又は各種媒体の使用を行う場合は、事前に区と協議を行い、区の許可を受けること。

14　上記１から１３までに掲げるもののほか、受託業務に係るシステムの情報セキュリティに関し、個別に区から指示があったときは、これに従うこと。

15　上記４から１４までに掲げる事項を従事者等に遵守させること。

16　受託業務の再委託をするために区の承認を得ようとする場合は、再委託事業者における情報セキュリティ対策が、受託者と同等の水準であることを確認するとともに、再委託事業者に対して本情報セキュリティ要件に関する事項の遵守を担保させる措置を講じた上で、これらの確認等が行われていることが分かる書類を区に提出すること。

17　本情報セキュリティ要件に関する事項に規定する義務に違反し、区が損害を受けたときは、区に対してその損害を賠償すること。